平成30年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

| No 7 | |
|-------------|--|
| 対象税目 | 個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他(都市計画税) |
| 要望 項目名 | 障害者に対応した劇場・音楽堂等の課税標準の特例の創設 |
| 要望内容(概要) | ・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律第2条第1項に該当する劇場、音楽堂等であり、かつ、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下「バリアフリー法」という。)第17条に基づく特定建築物の建築等及び維持保全の計画の所管行政庁による認定の際の特定建築物の用途が同法施行令第5条第3号に規定する「劇場、観覧場又は演芸場」又は同条第4号「集会場又は公会堂」である施設(以下「障害者に対応した劇場等」という。)の用に供する土地及び家屋に係る固定資産税・都市計画税について、課税標準を2分の1に軽減する。 ・特例措置の内容 固定資産税及び都市計画税について、障害者に対応した劇場等に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、当該土地及び家屋に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の2分の1の額とする。 |
| 関係条文 | [地方税法第348条、第702条の2 |
| 減収 見込額 | [初年度] O (一) [平年度] 最大▲373 (一) [改正増減収額] 一 (単位:百万円) |
| 要望理由 | (1) 政策目的 劇場、音楽堂等は、個人の年齢、性別又は障害の有無など個人を取り巻く社会的状況等にかかわりなく、全ての国民が、心豊かな生活を実現するための場として、また、地域の発展を支える場として機能することが求められており、国民の生活において公共財というべき存在である。しかし、現状では、公益社団・財団法人を含む民間事業者が設置する障害者に対応した劇場等は、全国に数件程度であり、障害者が文化芸術活動を行うのに適した環境にない状況である。このため、障害の有無に関わらず、共に文化芸術活動のできる環境を醸成し、ひいては、共生社会の実現の一助となるよう、劇場・音楽堂等の施設のパリアフリー化促進のためのインセンティブとして、固定資産税等の優遇措置を要望するものである。 (2) 施策の必要性 ①公益性の有無 文化芸術の振興の観点から、障害者対応に限らず、すべての劇場・音楽堂等の固定資産税等の特例措置を講じたいところであるが、公共の福祉の増進に資するパリアフリー法に基づく「建築物移動等円滑化誘導基準」に対応したものは、より一層高い公益性が認められることから、当該要望をするものである。 ②政府関与の合理性文化芸術基本法において、「国は、障害者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備など必要な施策を講ずる」こととされ、また、障害者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備など必要な施策を講ずる」こととされ、また、障害者の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性を確保し、公共の福祉の増進に資する観点から、政府として制度上の措置を講ずる必要があり、政府関与の合理性が認められる。 ③国と施設設置者の役割分担の適切さ 国は、障害の有無にかかわらず、文化芸術活動のできる環境を醸成する観点から、制度上の措置を講じ、施設設置者は、施設の維持・管理運営をするものであり、その役割分担は適切であると認められる。 ④民営化・外部委託の可否 本要望は、公益社団・財団法人を含む民間事業者が設置する劇場、音楽堂等を対象としているため、該当しない。 |
| 対応する 縮減案 | |
| | ページ 7_1 |

| | 政策体系における政策目的の位置付け | | 〇文化芸術基本法(平成 13 年法律第 147 号)抜粋 |
|-----|------------------------------------|----------------|--|
| 合理性 | | | ・国民が障害の有無にかかわらず等しく、文化芸術活動ができる環境の整備が図られなければ |
| | | | <u>ならない。(</u> 第2条第3項関係) |
| | | | 〇劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)抜粋 |
| | | | ・ <u>国は</u> 、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する民間事業者が行う劇場、音楽堂等の事業への |
| | | | <u>支援を行う</u> こと。(第 10 条第 2 号関係) |
| | | | ○「経済財政運営と改革の基本方針 2017」 |
| | | | ・障害者の文化芸術活動の推進を図る。 |
| | | | ○ 「未来投資戦略 2017」(平成 29 年 6 月 9 日閣議決定) 抜粋 |
| | | | ・障害者の文化芸術活動の機会の拡大に向け、文化芸術の作品等に関する説明の提供・創造活 |
| | | | 動の充実や <u>施設の利用環境の整備</u> 、優れた芸術作品を商品化し、その利益を創作者や施設等に |
| | | | 還元する取組等 <u>を促進する。</u> |
| | 政策の 達成目標 | | 障害者に対応した劇場等の固定資産税等の優遇措置を講ずることにより、障害者に対応した劇 |
| '- | | | 場等のバリアフリー化が促進され、障害の有無に関わらず、共に文化芸術活動ができる環境を |
| | ~- | ./%L | 確保する。 |
| | | 税負担軽減措 | |
| | | 置等の適用又 | 恒久的措置 |
| | | は延長期間 | |
| | | 同上の期間中 | 障害者に対応した劇場等の固定資産税等の優遇措置を講ずることにより、障害者に対応した劇 |
| | | の達成目標 | 場等のバリアフリー化が促進され、障害の有無に関わらず、共に文化芸術活動ができる環境を |
| | | 00年成日保 | 確保する。 |
| | 政策目標の 達成状況 | | |
| | | | |
| | | | |
| | 要望の措置の 適用見込み | | 1施設(平成29年8月現在) |
| 有 | | | 民間の劇場等が障害者に対応した劇場等になれば、順次増加が見込まれる。 |
| | | | なお、300 席以上を有する民間の劇場等は 102 施設存在(平成 27 年 10 月 1 日現在) |
| 効 | 要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性) | | 障害者に対応した劇場等の固定資産税等の優遇措置を講ずることにより、障害者に対応した劇 |
| 性 | | | 場等のバリアフリー化が促進され、障害の有無に関わらず、共に文化芸術活動ができる環境が |
| | | | 醸成される。 |
| | | | |
| | ב | 201 117 | |
| | 当該要望項目 以外の税制上の 支援措置 | | |
| | | | なし |
| | | | |
| | 文 | | |
| | | | |
| | 予算上の措置等 の要求内容 及び金額 | | 劇場・音楽堂等活性化事業 (平成 29 年度 2, 931 百万円) |
| | | | 例为"自未至守石住心事未 (十次 25 千皮 2, 551 白刀]/ |
| 相 | | | |
| 当 | Г | 上記の予算上 | 上記の補助金は、我が国の文化拠点である劇場・音楽堂等が行う、音楽、舞踊、演劇等の実 |
| 性 | の措置等と 要望項目との | | 演芸術の創造発信や専門的人材の養成、普及啓発のための事業、劇場・音楽堂等間のネットワ |
| | | | 一ク形成に資する事業を予算措置により支援するものであり、劇場・音楽堂等の施設のバリア |
| | | 関係 | フリー化を目的とするものではない。 |
| | 要望の措置の 妥当性 | | 劇場・音楽堂等のバリアフリー化を図るなど公益性のある一定の基準を満たす民間事業者に |
| | | | 対し、広くインセンティブを与え、障害者に対応した劇場等の整備を促進することにより、障 |
| | | | 害者の文化芸術活動の機会の拡大が図られる。また、地域の劇場・音楽堂等が障害者に優しい |
| | | | 文化拠点へと再生し、障害の有無に関わらず、共に文化芸術活動ができる環境が醸成されるこ |
| | | | とは、地域の文化振興に資するため、地方税で措置することが適当である。 |
| | | | ページ 7―2 |
| | | | |

| 税負担軽減措置等の 適用実績 | 該当なし |
|--|---|
| 「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績 | 該当なし |
| 税負担軽減措置等の適 用による効果(手段と しての有効性) | 該当なし |
| 前回要望時の 達成目標 | 該当なし |
| 前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由 | 該当なし |
| これまでの要望経緯 | 平成23年度 税制改正要望 能楽堂、劇場、音楽堂等の文化芸術の公演のための施設における減免措置の拡充 |
| | ページ 7—3 |